

令和6年第11回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和6年9月25日(水) 午後1時30分

2 場 所 鬼の館 研修室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

船田 浩
佐藤 和美
照井 睦子
小原 紀実

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長	澤藤 樹史
総務課長	石川 貴洋
学校教育課長	中村 隆一
文化財課長	佐藤 康浩
学校給食センター所長	伊藤 泰樹
博物館館長	渋谷 洋祐
鬼の館館長	後藤 幸生

(2) まちづくり部

まちづくり部長	鈴木 善一
生涯学習文化課長	児玉 康宏
スポーツ推進課長	小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長	高橋 晋
子育て支援課長	久保田 達夫

6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案1件及び協議3件が原案のとおり可決及び承認された。

議案第24号 北上市立鬼の館協議会委員の任用について

協議第8号 北上市体育施設条例の一部を改正する条例について

協議第9号 北上総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例について

協議第10号 北上市体育施設規則及び北上総合運動公園体育施設規則の一部を改正する規則について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午後1時30分)

教育長 それでは、ただいまから令和6年第11回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は4人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

教育長 次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

佐藤和美委員 学校音楽コンクールは、上野・飯豊・南・東陵・北上北・北上中学校の合同チームで出場されていますが、部活動の地域移行に係る取り組みでしょうか、または、各中学校の部員数が少ないことが要因なのでしょうか。

教育長 市内中学校に合唱部が無いことから、市内で30年以上活動している民間団体のミュージックコーラス隊の活動に生徒が各自参加し、大会へ出場したものとなります。中学校によっては、学校外の部活動を校外活動部として、部活動の一環として認めている学校もあり、この取り組みも、文化部の地域移行の1つとして整理することが出来ると考えております。

学校音楽コンクールは、あくまでも学校単位での出場となることから、各校の合同チームとして出場したものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第24号「北上市立鬼の館協議会委員の任命について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。鬼の館館長。

鬼の館館長

ただいま上程になりました議案第24号北上市立鬼の館協議会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

協議会委員は、任期2年で5人を任命しておりますが、令和6年9月30日をもって任期が満了となることから、その後任を任命しようとするものであります。

任命しようとする委員5人のうち、亀谷琢さん、八重樫俊一さん、高橋文さん、小田嶋恭二さん、中嶋奈津子さんの5人全員を再度任命しようとするものです。

任期は、令和6年10月1日から令和8年9月30日までとするものであります。

いずれも人格、識見とも申し分なく、委員として適任と確信して任命しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第24号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

鬼の館館長

選任区分につきましては、教育関係者のうち、学校教育関係者

として亀谷琢さん、社会教育関係者として八重樫俊一さん、家庭教育関係者として高橋文さんを、また、学識経験のうち、元北上市教育部文化財課長補佐として小田嶋恭二さん、佛教大学総合研究所特別研究員として中嶋奈津子さんをそれぞれ任命しようとするものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第24号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第8号「北上市体育施設条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長

ただいま上程になりました協議第8号北上市体育施設条例の一部を改正する条例について、協議の理由を申し上げます。

この条例の名称変更、北上市民武道館の設置、北上市民弓道場の廃止（仮設分）及び北上市民展勝地プールの使用期間延長等を行おうとするものであります。

なお、施行日は令和7年4月1日とするものであります。

よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第8号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長 改正の内容は、3点となり、1点目は、条例名称の「北上市体育施設条例」から「北上市スポーツ施設条例」への変更となります。また、2点目は、北上市民武道館の設置及び市民弓道場の廃止となります。3点目は、市民展勝地プール使用期間の延のとなります。

新たに設置される北上市民武道館につきましては、構造等を鉄骨造の2階建としており、1階には、柔道1面、剣道1面を整備しており、2階には、弓道10人立を整備しております。また、1階、2階ともに冷暖房設備も整備されております。

設置後の施設の名称を「北上市民武道館」とし、使用期間等につきましては、年間を通じて午前9時から午後9時までとしております。また、休館日は、月曜日及び12月28日から翌年の1月4日までとしております。

使用料につきましては、施設1階の柔剣道1面1時間毎に、一般を570円、高校生以下を170円としております。また、施設2階の弓道1時間毎に、一般を570円、高校生以下を170円、個人使用を100円としております。

以上の使用期間等、休館日、使用料は、他の体育施設等と同じ設定としております。なお、冷暖房を使用する場合には、100分の50に相当する額を加算することとしております。

次に、市民展勝地プールの使用期間の延長につきましては、プール利用者から営業期間の延長要望が多いことから、プール使用期間を従来の「7月及び8月」から「6月から9月まで」に改正するものとなります。

教育長 改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第8号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第8号は、原案のとおり

承認することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第9号「北上総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長

ただいま上程になりました協議第9号北上総合運動公園体育施設条例の一部を改正する条例について、協議の理由を申し上げます。

この条例は、スポーツ基本法の理念である「生きがい」や「地域交流」といった、スポーツの持つ多様な価値を推進するため、「体育」という表現を「スポーツ」という表現に改正しようとするものであります。

なお、施行日は令和7年4月1日とするものであります。

よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第9号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長

改正の内容は、条例自体の名称と条文内の「体育」という表現を「スポーツ」という表現に改正しようとするものであります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第9号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第9号は、原案のとおり

承認することに決定いたしました。

教育長

次に、協議第10号「北上市体育施設規則及び北上総合運動公園体育施設規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長

ただいま上程になりました協議第10号北上市体育施設規則及び北上総合運動公園体育施設規則の一部を改正する規則について、協議の理由を申し上げます。

これらの規則は、スポーツ基本法の理念である「生きがい」や「地域交流」といった、スポーツの持つ多様な価値を推進するため、「体育」という表現を「スポーツ」という表現に改正しようとするものであります。

なお、施行日は令和7年4月1日とするものであります。

よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第10号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

スポーツ推進課長

当該規則の改正内容は、2条例の改正内容に合わせ、規則自体の名称と条文内の「体育」という表現を「スポーツ」という表現に改正しようとするものであります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第10号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

